

諮問番号：令和5年度諮問第26号
答申番号：令和5年度答申第37号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年9月28日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始及び廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 保護開始日の変更

平成29年11月24日、審査請求人は処分庁を訪れ、審査請求人の同居人（以下「同居人」という。）から退去を求められている状況を訴え、保護申請は可能か質問するなど申請のために行ったのは明らかである。これに対して処分庁が、同居人と同一世帯の申請を助言するのは水際対策として申請させないためであることは明白である。平成30年7月9日の保護開始申請（以下「本件申請」という。）の時には、同一世帯であるとの事実は事件記録簿から認められず調査もなかったことから、同一世帯での申請の必要性はなかったと考えられる。

よって、平成29年11月24日が申請日であり、保護開始日を同日に変更願いたい。

(2) 保護廃止日の変更

平成31年2月13日を保護廃止日にしたのは、処分庁の所管区域外への転出を理由としているが、生活保護が支給されていないので無効であり、法第26条による書面による通知もないため、現在も生活保護下にあると考える。

一方、現在は安定した仕事に就いており、最初の給与の入金が令和2年1月6日にあり、その前日の令和2年1月5日を廃止日とするなら保護廃止に同意したい。

(3) 保護期間内の収入の除外

本件処分における保護期間中に審査請求人が得た勤労収入を収入認定す

ることについては、保護費の支給がないため生きていくために必要なものであり、保護費を後から払うので収入は差し引くというのは、あまりにも非道と考える。収入充当額で相殺された収入の返却・除外をお願いする。

(4) 住宅扶助費の支給

生活保護費を受給できていれば住むことができていた住居の家賃相当額の住宅扶助費について、審査請求人が実際に処分庁の所管区域外に転居した平成31年2月までの期間分の支給を求める。

(5) 遅延損害金

本来受け取れたであろう日から支払われるまでの期間の遅延損害金(5%)の支払いを求める。

(6) 以上から本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分について

本件処分についてみると、処分庁は、審査請求人に対し、保護開始日を平成30年7月9日とし、保護廃止日を平成31年2月13日とした本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、本件処分において、保護開始日から保護廃止日までの保護費を算出し、扶助額の合計を547,138円としたことが認められる。

(2) 保護の開始日について

審査請求人は、最初に保護の申請に行った平成29年11月24日において、審査請求人がひっ迫している状態で申請の為に処分庁へ出向いたことは明らかであり、保護申請開始日を平成29年11月24日へ変更すべき旨主張する。

法第7条のとおり、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとするとしている。

以下検討すると、平成29年11月24日、①処分庁は、審査請求人に対し、保護のしおりを配付した上で保護の制度や保護申請権の保障の説明を行ったこと、②審査請求人は、処分庁に対し、申請書の提出を行わなかった

ことが認められる。

また、審査請求人は、処分庁に対し、平成30年7月9日に、保護の開始申請を行ったことが認められる。

次に、審査請求人は、平成29年11月24日に処分庁を訪れてから、1年以上経過した平成31年2月12日に処分庁管内にある同居人の自宅（以下「A」という。）から転居したことが認められることからすると、その間、審査請求人はAで同居人と生活していたことが推認できる。

また、本件事件記録から、平成29年11月24日時点において、審査請求人に急迫した状況があったとは認められない。

これらのことからすると、審査請求人から本件申請が行われたのは平成30年7月9日であり、法第19条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）〔同通知は不要と思われる。〕に照らし、保護の開始日を同日とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第9のとおり、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととされており、処分庁においては、被保護者に誤解を生じさせないように丁寧な説明が必要である旨付言する。

（3）保護の廃止日について

審査請求人は、処分庁が処分庁の所管区域内から審査請求人が転出したことを理由に保護を廃止しているが、書面による通知もないため、現在も保護下にあるものと考えており、審査請求の結果が出るまで処分庁の所管区域内に拘束されなければならないのかが分からない旨、また、現在、安定した仕事に就いており最初の給与が令和2年1月6日に入金があったため、その前日を廃止日とするなら同意する旨主張する。

次官通知第2のとおり、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であるとされている。

以下検討すると、審査請求人は、処分庁管内にあるAから大阪府外（以下「B」という。）に転居したことが認められる。

このことからすると、処分庁管内に審査請求人の居住の事実を認められないことから、処分庁が審査請求人の保護を継続することは妥当ではなく、審査請求人が転出した翌日をもって審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断には一定の合理性が認められ、審査請求人の主張は採用できない。

（4）就労収入の認定について

審査請求人は、収入に関しては、保護を受給できなかったため、生きていくために必要なお金であり、収入が差し引きされるといことはあまりにも非道である旨主張する。

以下検討すると、審査請求人は、働いて得た収入として、平成30年8月10日に7,500円、同年9月29日に32,900円、同年10月22日に46,395円を受領したことが認められる。

次官通知第8の3(1)ア(ア)のとおり、勤労収入を得ている者については、基本給等の収入総額を認定することとされており、処分庁が審査請求人の受領した勤労収入を収入認定したことに違法又は不当な点は認められない。

(5) 住宅扶助費の支給について

審査請求人は、生活保護を受給できていれば住むことができた住居の家賃相当額の住宅扶助費について、Bに転居するまでの期間分を請求する旨主張する。

局長通知第7の4(1)アのとおり、住宅扶助基準の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとされている。

以下検討すると、審査請求人は、同居人から起居場所の提供を受け、Bへ転居するまでの間、同居人宅で生活をしてきたことが推認できる。

また、平成30年7月23日に、審査請求人は、処分庁に対し、同居人宅から転居する予定の住居の重要事項説明書等を提出したことが認められるものの、本件事件記録において、契約書や領収書等は確認できず、審査請求人が家賃、間代等を必要とした事実を見出すことができない。

さらに、審査請求人から家賃、間代等を必要とした旨の主張はない。

これらのことからすると、処分庁が本件処分を行うにあたって、審査請求人が家賃、間代等を必要としたとは認められないことから、住宅扶助費を認定しなかったことに不合理な点は認められない。

(6) 保護費の支給額について

本件処分における審査請求人の平成30年7月から平成31年2月分の保護費の支給額についてみると、処分庁は、平成30年7月分の審査請求人の基準生活費59,473円(同月9日からの23日分)、同年8月から同年9月分の審査請求人の基準生活費80,160円、同年10月から平成31年1月分の審査請求人の基準生活費78,830円、同年2月分の審査請求人の基準生活費33,784円(同月12日までの12日分)、平成30年11月から平成31年1月分の冬季加算2,580円、同月〔同年〕2月分の冬季加算1,106円(同月12日までの12日分)、期末一時扶

助費 13,890円を最低生活費として算出し、審査請求人の勤労収入として収入充当される44,495円を差し引いた547,138円を保護費の支給額として算出したことが認められ、次官通知第2、次官通知第8の3(4)及び次官通知第9に照らし、これらの算定に違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(7) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に対し縷々不満を述べているが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

また、本件処分の通知書には、処分の理由として、「審査請求人が平成30年7月9日に行った保護申請について、収入がなく生活に困っており、保護が必要と認められるため、生活保護法第24条第3項により次のとおり保護を開始します。併せて、平成31年2月12日にBに転出されたため、平成31年2月13日付けで保護を廃止します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、また、引用する通知に誤りがあり、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

(8) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年11月16日	諮問書の受領
令和5年11月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月1日 口頭意見陳述申立期限：12月1日
令和5年12月11日	第1回審議
令和6年1月15日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつてこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第7条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と定めている。
- (5) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。
- (6) 法第19条は、「都道府県知事、市長（中略）は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。
- (7) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (8) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分し

た基準生活費を定めており、処分庁管内の本件処分の時点における居宅基準による平成30年7月から同年9月分の審査請求人の世帯（1人世帯）の生活扶助の額は80,160円、同年10月から平成31年2月分の審査請求人の世帯（1人世帯）の生活扶助の額は78,830円、地区別冬季加算額は2,580円（11月から3月まで支給）、期末一時扶助費の額は13,890円（12月支給）である。

- (9) 次官通知第2は、実施責任について、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものである。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (10) 次官通知第8の1(4)は、「収入の認定にあたっては、(中略)当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

- (11) 次官通知第8の3(1)アは、勤労（被用）収入について、「(ア)官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。(イ)勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

- (12) 次官通知第8の3(4)は、勤労に伴う必要経費について、「(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。」と記している。

また、基礎控除額表（月額）には、「

収入金額別区分	1人目	2人目以降
円	円	円
0～15,000 (中略)	0～15,000 (中略)	0～15,000 (中略)
31,000～34,999	16,800	15,000

(中略) 43,000～46,999 (後略)	(中略) 18,000 (後略)	(中略) 15,300 (後略)
-------------------------------	------------------------	------------------------

」と記載されている。

- (13) 次官通知第9には、保護の開始申請等について、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」と記している。
- (14) 局長通知第7の4(1)アは、「保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と記している。
- なお、局長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年11月24日、審査請求人は、処分庁を訪れ、同居人から近日中の同居解消を告げられており住居を失う不安がある、現在は仕事を探していないが、保護の申請は可能かと質問した。
- 処分庁の担当者は、保護申請権の保障及び保護の世帯性の原則について説明し、熱心かつ積極的な就職活動の必要性と実家を緊急避難先に用いることの検討について助言した。審査請求人は、同日、申請書を提出しなかった。
- (2) 平成30年7月9日、審査請求人は、弁護士とともに処分庁を訪れ、平成29年11月24日と同様の理由を述べた上で本件申請を行った。併せて、審査請求人は同意書、資産申告書を提出した。
- (3) 平成30年7月23日、審査請求人は処分庁を訪れ、転居を予定している住居の重要事項説明書と決済金明細書の写しとともに、敷金等の支給を求め保護申請書を提出した。処分庁の担当者は、敷金等の支給が行われるためには、これに先立ち生活保護の決定がなされる必要があり、そのためには積極的な就職活動が必要と説明した。
- (4) 平成30年7月27日付けで、処分庁は、本件申請を却下する処分(以下「前回処分」という。)を行った。
- 前回処分の通知書の理由欄には、本件申請の時に熱心かつ積極的な就職活動の助言を行っていたにもかかわらず、申請日以降もこれが充分に行われていないことは、仕事をする能力や場があるにもかかわらず、これを活用する意思が認められず、法第4条に定められたあらゆるものを生活維持のために

活用するという保護の受給要件を満たしていないと判断した旨が記載されている。

- (5) 平成30年8月6日付けで、審査請求人は前回処分に対する審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (6) 平成31年2月12日、審査請求人は、Bへ転居した。
- (7) 令和3年6月10日付けで、審査庁は、審査請求人に対して、前回処分を取り消す旨の裁決を行い、裁決書（以下「前回裁決書」という。）の謄本を交付した。
- (8) 令和3年6月15日、処分庁は、前回裁決書の謄本を受領した。
- (9) 令和3年7月8日、処分庁は、審査請求人へ架電し、前回審査請求の結果、前回処分を取り消すとの裁決があり、改めて本件申請に対する処分をしなければならないことを説明し、平成30年7月9日に遡って保護開始するための保護費算出等の挙証資料の提出を依頼した。

これに対して、審査請求人は、保護申請の日は、平成29年11月24日であり、申請書を提出したかったが、水際対策で申請書をもらえなかった旨を主張した。

- (10) 令和3年7月21日、処分庁は、審査請求人に提出を依頼した挙証資料等を郵送により受領した。受領した書類は、①収入申告書（平成30年7月～平成31年3月分）、②就労状況報告書、③転居に係る関係書類であった。
- (11) 令和3年9月3日付けで、処分庁は、審査請求人に書面を送付し、提出済みの収入申告書が0円で申告されているが、法第29条に基づく照会により某銀行の口座への入金を確認できたとして、収入申告書の訂正、再提出を依頼した。

上記書面には判明した収入として、「平成30年8月10日 7,500円」、「平成30年9月28日 32,900円」、「平成30年10月22日 46,395円」、「平成31年2月4日 3,199円」と記載されている。

- (12) 令和3年9月22日、処分庁は、審査請求人により訂正された収入申告書（平成30年7月～9月、平成31年1月～3月分）を郵送により受領した。

- (13) 令和3年9月28日付けで、処分庁は、保護開始日を平成30年7月9日、保護廃止日を平成31年2月13日とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、平成30年7月9日から平成31年2月12日の審査請求人の生活扶助費（基準額）は568,897円、冬季加算8,846円、期末一時扶助13,890円、合計額は591,633円、収入充当額は44,495円、扶助費の合計額は547,138円と記載されている。

また、本件処分の通知書に添付された別紙の扶助額の内訳の内容は、以下

のとおりである。

年月	生活扶助 (ア)	冬季加算 (イ)	期末一時扶助 (ウ)	収入充当額 (エ)	合計 ((ア) + (イ) + (ウ) - (エ))
H30. 7 (注1)	59,473	0	0	0	59,473
H30. 8	80,160	0	0	0	80,160
H30. 9	80,160	0	0	0	80,160
H30.10	78,830	0	0	16,100	62,730
H30.11	78,830	2,580	0	28,395	53,015
H30.12	78,830	2,580	13,890	0	95,300
H31. 1	78,830	2,580	0	0	81,410
H31. 2 (注2)	33,784	1,106	0	0	34,890
合計	568,897	8,846	13,890	44,495	547,138

(注1) H30.7.9からの23日分

(注2) H31.2.12までの12日分

収入充当額内訳

年月	就労収入額	基礎控除額	収入充当額	振込日
H30. 8	7,500	7,500	0	H30. 8.10
H30.10	32,900	16,800	16,100	H30. 9.28
H30.11	46,395	18,000	28,395	H30.10.22
合計	86,795	42,300	44,495	

(14) 令和3年10月12日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記2(13)のとおり、処分庁は、審査請求人に対し、保護開始日を平成30年7月9日とし、保護廃止日を平成31年2月13日とした本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、本件処分において、保護開始日から保護廃止日までの保護費を算出し、扶助額の合計を547,138円としたことが認められる。

これに対して、審査請求人は、①最初に保護の申請に行った日である平成29年11月24日において、審査請求人がひっ迫している状態で申請の為に処分庁へ出向いたことは明らかであり、保護申請開始日を同日に変更すべきである旨、②処分庁は、審査請求人が処分庁の所管区域内から転出したこ

とを理由に保護を廃止しているが、現在の安定した仕事に就いた最初の給与日である令和2年1月6日の前日を廃止日とすることを求める旨、③保護開始日から保護廃止日までの収入を収入認定して保護費から減額することはあまりにも非道であり、収入充当額として相殺された金額の返却を希望する旨、④前回処分時点で生活保護を受給できていれば住むことができた住居の家賃相当額の住宅扶助費をBに転居するまでの期間について支給を希望する旨、等主張する。

- (2) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

そして、前記1（9）から（14）の次官通知、局長通知の処理基準の内容は、法の基本原理（法第1条参照）に照らして合理的なものといえる。

- (3) そこで、法令及び上記の処理基準に照らし、審査請求人の各主張について、以下検討する。

ア 審査請求人の主張①について

法第7条のとおり、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとしてされている。

前記2（1）のとおり、①平成29年11月24日、処分庁の担当者は、処分庁を訪問し保護の申請が可能かを質問した審査請求人に対し、保護のしおりを配付した上で保護の制度や保護申請権の保障の説明を行ったこと、②同日、審査請求人は、処分庁に申請書の提出をしなかったこと、前記2（2）のとおり、③平成30年7月9日、審査請求人は、処分庁を訪問し保護の開始申請を行ったことが認められる。

また、前記2（6）のとおり、審査請求人は、平成29年11月24日に処分庁を訪れてから、1年以上経過した平成31年2月12日にAからBに転出したことが認められることからすると、その間、審査請求人は同居人とAで生活していたことが推認できる。

そして、本件事件記録からは、平成29年11月24日時点において、審査請求人に急迫した状況があったとまでは認められないから、保護の開始申請がなされない中で、処分庁が職権により審査請求人を保護すべき事情を認めることはできない。

以上のことから、審査請求人から保護の開始申請が行われたのは平成30年7月9日である以上、前記1（4）の法第7条及び前記1（13）の次官通知第9に照らし、保護の開始日を同日とした処分庁の判断に不合理な点は認められないと言わざるを得ず、審査請求人の主張①は採用できない。

イ 審査請求人の主張②について

前記1(9)のとおり、次官通知第2において、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であるとされている。

前記2(6)のとおり、審査請求人は、平成31年2月12日に処分庁の所管区域内であるAから処分庁の所管区域外であるBに転居したことが認められる。

そうすると、転出日以降は、処分庁の所管区域内に審査請求人の居住の事実は認められないから、審査請求人に対する保護を継続することは妥当ではないとして、審査請求人が転出した翌日をもって審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断は、処理基準に沿ったものであり、不合理な点は認められず、審査請求人の主張②は採用できない。

ウ 審査請求人の主張③について

前記1(11)のとおり、次官通知第8の3(1)ア(ア)において、勤労収入を得ている者については、基本給等の収入総額を認定することとされている。

前記2(12)によると、審査請求人は、保護開始日から保護廃止日までの間において、働いて得た収入として、平成30年8月に7,500円、同年9月に32,900円、同年10月に46,395円を受領したことが認められるから、処分庁が、かかる勤労収入を受領日の翌月分の保護費から収入認定(減額調整)したことに不合理な点は認められず、審査請求人の主張③は採用できない。

エ 審査請求人の主張④について

前記1(14)のとおり、局長通知第7の4(1)のとおり、住宅扶助基準の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとされている。

本件についてみると、前記2(6)のとおり、審査請求人は、Bへ転居するまでの間、同居人から起居場所の提供を受け、同居人宅であるAにおいて生活をしてきたことが推認できる。

また、前記2(3)のとおり、平成30年7月23日に、審査請求人は、処分庁に対し、同居人宅から転居する予定の住居の重要事項説明書等を提出したことが認められるものの、本件事件記録において、契約書や領収書等は確認できず、審査請求人が家賃、間代等を必要とした事実を確認することはできない。

さらに、審査請求人は、家賃、間代等を必要とした旨の主張をしていない。

そうすると、処分庁が本件処分を行うにあたって、住宅扶助費を認定しなかったことに不合理な点は認められず、審査請求人の主張④は採用できない。

オ 他の審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、遅延損害金を求める旨主張するが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に係る内容ではなく、当審査会の判断の対象外である。

(4) 本件処分の支給額について

次に、本件処分における平成30年7月9日から平成31年2月12日までの保護費の支給額についてみると、前記2(13)のとおり、処分庁は、平成30年7月分の審査請求人の基準生活費59,473円(同月9日から23日分)、同年8月から同年9月分の審査請求人の基準生活費80,160円、同年10月から平成31年1月分の審査請求人の基準生活費78,830円、同年2月分の審査請求人の基準生活費33,784円(同月12日までの12日分)、平成30年11月から平成31年1月分の冬季加算2,580円、同年2月分の冬季加算1,106円(同月12日までの12日分)、期末一時扶助費13,890円を最低生活費として算出し、審査請求人の勤労収入として収入充当される44,495円を差し引いた547,138円を保護費の支給額として支給したことが認められる。

前記1(8)の保護基準及び前記1(12)の次官通知に照らし、これらの算定に違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(5) まとめ

以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分は、法令及び処理基準に沿ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件申請の前に審査請求人が処分庁を訪問した際の処分庁の対応及び本件処分の通知書の理由の欄について、以下付言する。

1 前記第5の2(9)によれば、審査請求人は、本件処分を受ける前の処分庁とのやりとりで、平成29年11月24日に保護開始の申請をしたかったが、申請書をもたえなかった旨述べている。

前記第5の1(13)の次官通知第9において、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われ

るような行為も厳に慎むこととされていることから、当審査会としても、審理員の意見と同様、処分庁は相談者に対して、誤解を生じさせないように丁寧な説明を求める旨付言する。

2 本件処分の通知書の理由の欄には、保護開始の根拠となる法の規定は記載されているものの、保護廃止の根拠となる法令の記載がなされていない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解されることから、処分の根拠となる法令についての記載がないことは、十分な理由の提示と言えるか否かについて、疑念を抱かせるものであると言わざるを得ない。

当審査会としても、審理員の意見と同様、処分庁は上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することを望む旨付言する。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲